

令和8年4月1日～令和9年3月31日

上記の期間に購入かつ申請が対象

防犯対策用品の 購入費の一部を補助します



※予算内での実施となります。

防犯対策を
行いましょう。



対象者

次の①②のどちらも該当する人

- ① 岩倉市に居住し、住民票がある人
- ② 市税を滞納していないこと

※ 防犯対策用品購入費補助金は、1世帯1回限りの申請に限る。

詳細は裏面または市ホームページをご確認ください。



補助額

購入金額の2分の1（上限16,000円、1,000円未満切り捨て）

※各種ポイントもしくは割引券、ギフトカード等を利用した購入額分は補助対象外になります。

- 愛知県では年々減少していた刑法犯認知件数が令和4年から増加に転じ、侵入盗や自動車盗の認知件数については全国ワースト上位を占めています。

問合せ先

岩倉市市民協働部協働安全課(6階)防災安全 G TEL: 0587-38-5831

開庁日・時間: 月曜日～金曜日 9時～16時 (年末年始・祝日除く)

補助対象となる防犯対策用品

- ・令和8年4月1日～令和9年3月31日の期間に購入し、設置した新品の防犯対策用品

設置箇所	対象の防犯対策用品の例
住宅	屋外用センサーライト、録画機能付きインターホン、防犯対策効果のある防犯砂利、防犯対策効果のある錠、補助錠、サムターンカバー、ガードプレート、防犯カメラ、カム送り防止具、防犯ガラス、ガラス用防犯フィルム、ガラス破壊センサー、窓用格子、防犯用センサーアラーム
自動車など	ハンドルロック、タイヤロック、イモビライザー、警報装置、ドライブレコーダー（振動検知の機能が付いているなど、自動車盗の防止ができるもの）

※下記の用品などは補助対象外となるため、事前にお問い合わせください。

- ・防犯対策以外の目的を有するもの（犬、門扉、フェンス など）
- ・護身用具（防犯ブザー、催涙スプレー、スタンガン など） 等



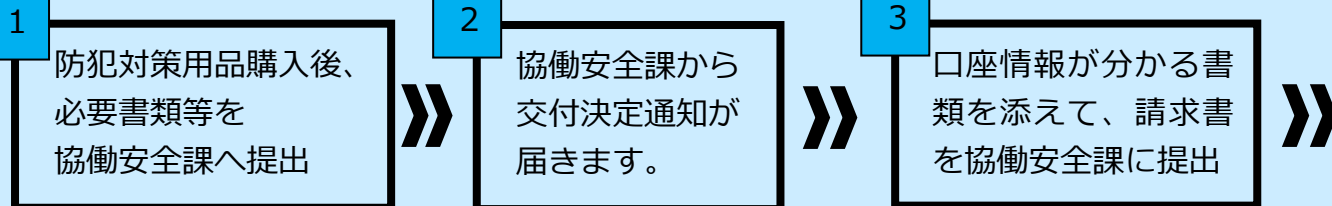
必要書類等

必要書類のダウンロードはこちら



- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 領収書その他支払いが確認できる書類の写し
(購入金額、購入日、品名や品番、店舗情報の記載があるもの)
- ③ 防犯対策用品を購入、設置した物品の仕様が分かるものの写し
(カタログ、パンフレット、説明書等)
- ④ 防犯対策を実施したことが確認できる写真
(実施後の写真等)

申請の流れ



- ※購入した本人しか申請できません。
- ※購入店舗の指定はありません。
- ※購入した年度内に必ず申請をしてください。
- ※郵送及び「あいち電子申請・届出システム」（下記 URL 又は右図 QR コード参照）での申請も可能です。

↓あいち電子申請・届出システム↓

<https://ttzk.graffer.jp/city-iwakura/smart-apply/apply-procedure-alias/crime-prevention>

あいち電子申請・届出システム

